資料４－１

第 20 回公文書等管理部会における質問・意見等を踏まえた選別の考え方の整理

１　ホームページ掲載の有無　→廃棄理由としない

ホームページで公開し国立国会図書館インターネット資料収集保存事業（以下、「WARP」という。）で収集されているからといって、県として廃棄してよいことにはならないのではないかという御意見をいただいた。この御意見を踏まえ、移管すべき文書については WARP で収集されているという理由では廃棄としないように運用を見直した。

２　管内選出県議会議員主要施策説明会に係る文書　→　廃棄

本説明会の位置づけや主管課、ファイルの内容について御質問をいただいた。

本説明会は、南部や湖東といった地域ごとに、管内の各事務所（土木事務所や健康福祉事務所など）が集まり主要事業について管内選出の県議会議員へ説明を行うもので、毎年開催されている定型的なものである。幹事は各地域の土木事務所経理用地課である。

ファイルの中身は、会議の開催伺いや各事務所から集めた配布資料のみで、議事録や質疑応答等のやりとりの記録はない。そもそもこの説明会のみで独立したファイルを作成していない事務所もある。なお、配布資料の内容や説明会での意見等は本庁へも報告される。

以上のことから、管内選出県議会議員主要施策説明会に係る文書は廃棄が妥当であると考える。

３　政務活動費収支報告書および証拠書類の写し
→　社会的に注目された事項が含まれる年度分は移管

政務活動費は近年非常に社会的関心度が高いので、移管の要否を検討するよう御意見があった。

政務活動費の収支報告書および証拠書類の写しは、滋賀県政務活動費の交付に関する条例（平成 13 年滋賀県条例第 37 号）により「議長において、これを提出すべき期間の末日の翌日から起算して５年を経過する日まで保存しなければならない」と規定されている。

そのうえで、議会では関連する現用公文書は保存期間を５年と定め、議会図書室でも収支報告書等を５年間公開しその後は廃棄している。

御意見を踏まえ検討した結果、収支報告書等のうち、報道で取り上げられるなど、社会的に注目された事項が含まれる年度のものは移管が妥当であると考える。

４　PCB 廃棄物に係る文書　→　継続検討課題

PCB 廃棄物のような県の重大事項となり得る文書は、国で一括管理されていたとしても、県でも保存するべきではないかという御意見をいただいた。

PCB 廃棄物については循環社会推進課が所管し取りまとめを行っているが、昨年度および今年度の選別対象文書はすべて、当該主管課以外の所属の文書である。これら主管課以外の所属の文書は廃棄が妥当であると考えるが、主管課である循環社会推進課の文書の移管要否については、その文書が選別対象となったときに改めて文書の内容を精査し検討することとしたい。